

第 16 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 4 年 9 月 27 日

士別市農業委員会

第16回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月27日（火曜日）
午後 1時30分開会
午後 2時00分閉会

2. 開催場所 第2庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|------|-------|----------------------|
| 日程第1 | 報告第1号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第2 | 報告第2号 | 使用貸借契約の解約について |
| 日程第3 | 報告第3号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第4 | 議案第1号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第7 | 議案第4号 | 農用地の買入協議に係る要請について |

出席委員（15名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 上野浩二君 | 2番 | 湯浅悦子君 |
| 5番 | 古川昇君 | 9番 | 寺崎徳仁君 |
| 11番 | 工藤修一君 | 12番 | 岡崎京子君 |
| 14番 | 柳眞由美君 | 16番 | 遠藤英俊君 |
| 18番 | 鈴木茂樹君 | 20番 | 渡辺亨君 |
| 21番 | 村上幸博君 | 22番 | 栗本勝君 |
| 23番 | 中山義隆君 | 25番 | 小野寺悦子君 |
| 27番 | 保科隆志君 | | |

出席説明員（4名）

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 林秀忠君 |
| 主査 | 小林泉君 |
| 主事 | 古閑俊祐君 |
| 事務員 | 佐々木滯君 |

4. 会議の概要

（午後 1時30分 開会）

●議長（保科隆志君）

第16回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は15名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、5番 古川昇委員、9番 寺崎徳仁委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「本間委員」「中澤委員」「沼館委員」「佐久間委員」「木下委員」「新田委員」「梅津委員」「鈴木淳一委員」「森野委員」「松井委員」「鈴木庄一郎委員」「山下委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外1件の再認定、2件の変更認定、11件の認定取消がありました。なお、累計は、先月比 11件減の 435件 となっております。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。
（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第2、報告第2号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●より、使用貸借契約の解約の通知がありました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。
（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第3、報告第3号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外5件より解約の通知がありました。
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。
（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積827㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、昭和54年に住宅を増築し、現在も宅地利用されてされています。本来、転用案件であります。土別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから、15年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、東1条14丁目、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積193㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

現地確認につきましては、番号1番は9月5日に、番号2番とは9月6日に、いずれも各担当地区農業委員3名により実施をしています。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。
（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人●●●●、受人●●●●、所在、多寄町33線西、地番、●●●●の内、地目、畑、面積31,130㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものがあります。

番号2番、渡人●●●●、受人●●●●、所在、多寄町34・35・36線西、地番、●●●●外13筆、地目、田・畑、面積143,088㎡、契約の内容は贈与であり、譲り受けて経営基盤の安定を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。
（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに
ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(45線東)、地番、●●●●外2筆、地目、田・用悪水路、面積51,271㎡、対価、反当り、田●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(6・7線東)、地番、●●●●外30筆、地目、田・畑、面積211,172㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、

理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(6線東)、地番、●●●●外8筆、地目、田・畑、面積54,099㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外7筆、地目、田・畑、面積69,280㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外27筆、地目、田・畑・用悪水路、面積206,355㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円、用悪水路●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(6線東)、地番、●●●●外21筆、地目、田・畑、面積207,560㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外3筆、地目、畑、面積13,417㎡、対価、反当り、ため池●●●●円で●●●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、7件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第4号「農用地の買入れ協議に係る要請について」事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法第16条の規定に基づき申出のあった、農用地の買入協議に係る 要請の可否について審議願います。

番号1番 申出者 ●●●●、申出年月日 令和4年9月9日、申出の理由 労働力不足により離農、所在 武徳町46線・47線東、地番●●●● 外24筆、地目 田・畑・用悪水

路、面積 合わせて 126,712 m²

以上の案件につきまして 調整を図りましたが、農用地の価格についての意向の不一致により、調整が整わないという結果になりました。当該農用地は、周辺地域の農用地の保有・利用状況、及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に利用集積を図ることが望ましい農用地であり、北海道農業公社による買入が必要と認められます。

以上で、説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第16回総会は、これもちまして閉会いたします。

（午後2時00分 閉会）